令和6年9月17日

町田市長
石坂　丈一 殿

東京都立町田の丘学園
PTA統括会長
大町 真基子

障がい児(者)福祉に関する要望書

拝啓　厳しかった夏の日差しも秋風と共に和らいでまいりました。
町田市におかれましては障がい児(者)やその家族、支援者に対して様々な施策の取組みに多大なるご尽力を賜り、町田の丘学園PTA一同、深く御礼申し上げます。

私ども町田の丘学園PTAでは、障がいのある子ども達の保護者の意見を聞き、様々な課題を少しでも解決できるように、また、誰もが安心して日々の生活が送れることを願いながら、活動しております。

近年多様化している障がい者福祉へのニーズに対する取組みにより、子ども達がより一層適切なサポートを受けながら、明るく充実した社会生活を送ることができる社会の実現に向け、行政、学校、保護者、子ども達が一丸となって協力をしていく体制が不可欠であると強く感じております。
今後とも町田市のご理解の下、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

今年度も子ども達と保護者の切なる願いをまとめ、要望書として提出いたしますので、ご支援とご検討を、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

令和6年9月17日

要 望 書

町田市長
石坂　丈一 殿

東京都立町田の丘学園
PTA統括会長
大町 真基子

1 卒業後の進路先の拡充・送迎

①生活介護事業所の拡充

【現状】

生活介護事業所の定員超過が依然として大きな課題です。本校の多くの生徒が、卒業後に生活介護事業所を希望していますが、近年、受け入れ枠の減少などもあり今後の進路選定に影響を及ぼすことが懸念されています。

【課題】

重度障がいや医療的ケアを必要とする方々が卒業後の進路先を選択する際、安心して生活介護事業所を選べる環境が整っていないため、適切な支援を受けられる施設の確保が急務です。町田市障がい者プラン21-26の重点施策6に基づき、事業者への支援施策の検討を更にすすめていただきたいです。

【要望】

- 生活介護事業所の新設や既存施設の拡充を進め、定員超過問題を解消するための施策。
- 重度障がいや医療的ケアを必要とする障がい者が安心して進路先を選択できるよう、専門的な支援体制の強化と必要な設備の整備。
- 生活介護事業所の受け入れ枠を増加する補助金や支援金の充実、事業者が積極的に受け入れを拡大できるような環境整備。

これらの施策を通じて、生活介護事業所の拡充をお願い致します。

②通所事業所の送迎について

重度障がいや医療的ケアを必要とする方々が卒業後の進路先を選択する際、安心して 生活介護事業所を選べる環境が整っていないため、適切な支援を受けられる施設の確保が急務です。

【現状】

重度障がい者への送迎加算により通所事業所の送迎環境は改善されましたが、全ての希望者が乗車できる状況には至っていません。そのため、希望する事業所での就労を断念するケースがあります。また、卒業後は帰宅時間が早まり、親の働き方や収入に影響が出ることや、通所へ の補助金があっても自己負担が多いことが懸念されています。

【課題】

①送迎希望者の未対応:全ての希望者が送迎サービスを利用できないため、希望する事業所での就労を断念するケースが発生しています。
②経済的負担の増加:親の働き方や収入に影響が出ること、通所への補助金があっても自己負担が多いことが家庭の経済的負担となっています。

【要望】

町田市独自の助成：東京都への送迎サービスの拡充への働きかけを継続するとともに、町田市独自の助成の検討をお願い致します。昨年度提出した要望書への回答では、町田市独自の助成予定は現時点では難しいとのことでしたが、障がい者が必要な支援を受け、自分の能力を最大限に活かせる環境を整備するため、以下の点について今一度のご検討をお願い致します。

- 送迎サービスに対する補助金の増額を検討し、自己負担額の軽減を図ることで、家庭の経済的負担を減らしてください。
- 重度障がい者が安心して通所事業所を利用できるよう、送迎に関するサポート体制の強化をお願い致します。

これらの施策を通じて、利用希望者が全員通所事業所の送迎サービスを利用できるよう拡充をお願い致します。

2 障がい者支援施設およびグループホームの改善

【現状】

現在、グループホームの空き状況は、重度知的障がいや強度行動障がい、車椅子を利用する方が利用できる施設が非常に不足しています。親の高齢化や入所先不足への不安から、親が元気なうちに障がいのある子どもをグループホームに入れたいと考える家庭が増えています。2024年7月23日の会見で、武見敬三厚生労働大臣は、障害者の入所施設やグループホームの空き不足と待機者の増加問題に対し、国として待機者の実態解明を進める意向を示しました。NHKの調査によると、全国で2万2000人もの待機者がいることが明らかになっています。2024年7月4日には、施設やグループホームの不足により、困り果てた家族が障害者を殺害する事件も発生しています。

【課題】

日本では「8050問題」が広まりつつあり、地域で障がい者とその家族を見守る体制の構築が急務です。特に親が高齢化している家庭では、安心して障がいのある子どもを預けられる施設の整備が必要とされています。武見大臣は、「重度の知的障害のある人が親の高齢化に伴い、住まいに不安を抱えることは望ましくない」と述べ、今年度から「入所施設のあり方に関する調査研究」を通じて、自治体ごとの待機者の定義や把握状況を調べるとしています。このような状況下で、障がい者とその家族が安心して生活できる環境の整備が求められています。また、待機者数の公表とサービスの提供実績の透明化を進め、地域全体で支える体制を強化することが不可欠です。

【要望】

- 施設およびグループホームの増設：現在の待機者数を考慮し、各地域でのグループホームや支援施設の増設を早急に進めてください。特に、重度の障がいを持つ方が利用可能な施設の充実が必要です。
- 透明性の向上：各自治体における施設やグループホームの待機者数、および短期入所事業所の稼働率を公表し、ニーズに応じたサービス提供の実績を把握できるようにしてください。

これらの改善要望により、障がい者とその家族が安心して生活できる環境が整うことを切に願っております。

3 実態に即した日常生活用具の助成

【現状】

- 助成制度の二択の問題：現在、紙オムツ使用者はトイレの改修助成を受けられず、逆にトイレ改修関連の助成が下りると紙オムツの助成が下りないため、排泄に関する助成が二択に限られ、選択肢が非常に狭まっています。
- 助成の不均衡：紙オムツが日常的に必要な児・者でも、所持している手帳の種類や等級により、助成が下りないことが多々あります。このため、障がい児・者の生活の質に大きな影響を与えています。
- 物価高の影響：最近の物価高により、紙オムツやトイレ改修に関する費用負担が増加しており、家庭の経済的負担がさらに大きくなっています。

【課題】

①助成制度の改善：紙オムツ使用者がトイレ改修助成を受けられるようにし、助成の併用を可能にすることが求められています。
②助成の公平性確保：紙オムツが日常的に必要な児・者が、手帳の種類や等級に関係なく等しく助成を受けられるよう、柔軟な判定を行う必要があります。
③物価高への対応：物価高による費用負担増加に対応するため、助成金額の見直しや追加支援が必要です。

【要望】

- 助成制度の改善：紙オムツ使用者にもトイレ改装関連の助成を受けられるようにし、助成の併用を可能にしてください。これにより、障がい児・者の生活の質を大きく向上させることができます。

（具体的には、紙オムツ使用者でもトイレ改修に対する助成が受けられる制度の導入）

- 紙オムツとトイレ改修の助成を併用できるよう、柔軟な支援体制の整備。
- 助成の公平性の確保：日常的に紙オムツを必要とする児・者が、手帳の種類や等級に関わらず等しく助成を受けられるよう、柔軟な判定をお願いします。
- 助成判定において、実態に即した柔軟な対応を行い、公平性を確保。
- 物価高への対応：最近の物価高の現状を踏まえ、助成金額の見直しや追加支援を検討し、家庭の経済的負担を軽減する対策を講じてください。

これらの施策を通じて、日常生活用具の助成制度の改善をお願い致します。

4 障がい児・者医療機関、成人移行期医療について

【現状】

専門医療機関の不足：町田市には障がい者対応の専門医療機関の設置計画がありません。
唯一の障がい者歯科診療所は多くの障がい児・者が利用していますが、診察日が週に3日、一度に最大3名と限られており、通院が難しい家庭が多いです。
成人移行期の受け皿不足：出生時から慣れ親しんだ小児科のかかりつけ医から、成人になるにつれ小児科での受診が困難になり、成人移行期の受け入れ医療機関が非常に不足しています。

【課題】

①専門医療機関の不足：専門医療機関の不足は、障がい児・者およびその家族にとって大きな負担となっており、適切な医療を受けるための環境整備が急務です。
②小児科から成人医療への移行の困難さ：小児科で長く診ていただいた患者が成人になる際、小児科での継続的な診療が難しくなる。
③受け入れ医療機関の不足：成人移行期の患者を受け入れ可能な医療機関が限られており、適切な医療を受けることが難しい。

【要望】

- 医療機関の設置：障がいのある子ども達に対応した各科の医療機関の設置を強く望みます。
- 診察時間とアクセスの改善 ：障がい者歯科診療所の一度に利用できる人数を増やすなど、診察の選択肢を広げてください。
- 成人期移行の受け皿確保：この問題に対する対応策として、市民病院での成人移行期の受け入れ体制を整備していただけますようお願い致します。

これらの施策を通じて、安心して医療を受けられる環境を整えるため、医療機関の設置および改善をお願い致します。

5 医療費助成の所得制限撤廃

【現状】

- マル青(高校生等医療費助成制度)：現在、15歳から18歳の高校生相当年齢を対象とした医療費助成制度には所得制限があり、経済的に余裕があるとされる家庭では助成が受けられないケースが存在します。
- 心身障害者(児)医療費助成(マル障)：18歳から20歳までの期間は保険の被保険者の所得によって判定されるため、一定の所得を超える家庭では受給ができない場合があります。
- 福祉サービスの自己負担額：所得制限に該当する家庭は、他の各種所得制限にも該当することが多く、福祉サービスの自己負担額が高くなり、経済的な負担が増大しています。
- リハビリの重要性：リハビリは体の機能や言語等のコミュニケーション能力の維持・向上に不可欠であり、15歳~20歳の成長期におけるリハビリの効果は特に高いとされています。しかし、理学療法や言語療法、作業療法を月に複数回ずつ受けると、経済的な負担が増えます。これらの経済的負担により、リハビリの回数を減らさざるを得ない家庭があることは、将来的な健康や発達に深刻な影響を与える可能性があります。

【課題】

①所得制限により、一部の家庭では医療費助成が受けられず、経済的な負担が増大しています。

②高額な医療費や福祉サービスの自己負担により、必要なリハビリを受ける回数が減少し、子ども達の健康や発達に悪影響を及ぼす可能性があります。

【要望】

医療費助成の所得制限撤廃：成長期の子ども達が公平に必要な医療やリハビリを受 けられるよう、マル青(高校生等医療費助成制度)及び心身障害者(児)医療費助成 (マル障)の所得制限を撤廃してください。

すべての子ども達が平等に医療やリハビリを受ける権利を持つべきだと思います。所得制限の撤廃により、経済的な負担を軽減し、安心して子ども達の健康と発達を支えることができます。

6 誰もが安心できる避難生活システムの確立

【現状】

町田市では、要配慮者を受け入れる二次避難施設の設置や運営訓練が実施され、希望する家庭がスムーズに利用できる環境が整いつつあります。しかし、障がい児・者を持つ家庭においては、集団避難が難しい場合も多く、多くの家庭が自宅避難を考えています。長期間の避難や外出先での避難に備えるためには、必要な物品の備蓄が重要です。しかし、家庭での備蓄には限度があり、障がい児・者に必要な物品は多岐にわたり個々に異なるため、適切な備蓄が求められます。

【課題】

①必要な物品の把握不足：障がい児・者とその家族が避難生活で必要とする具体的な物品のニーズが把握されていない。
②備蓄物品の不足：各避難所や支援センターにおける必要な物品の備蓄が不十分であり、緊急時に迅速な提供が難しい。
③自宅避難支援の不足：自宅避難を選択する家庭に対する備蓄の指導やサポートが不足しており、長期間の避難に対応できる体制が整っていない。

【要望】

- アンケートや聞き取り調査の実施：障がい児・者とその家族に対してアンケートや聞き取り調査を行い、必要な物品の具体的なニーズを把握してください。
- 各避難所や支援センターでの物品備蓄：医療的ケアの物品、アレルギー対応食品、紙オムツ、イヤーマフ、人工呼吸器用発電機などを各避難所や支援センターに備蓄し、必要時に迅速に提供できる体制を整えてください。
- 自宅避難の支援：自宅避難を考える家庭に対して、備蓄の指導やサポートを行い、長期間の避難に対応できるような支援を提供してください。

これらの対策を講じることで、誰もが安心して避難生活を送れるシステムの確立をお願い致します。

7 緊急一時保護事業の体制強化と短期入所事業の拡充

【現状】

令和６年4月より、町田市において重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業サービスを新たに立ち上げていただき、誠にありがとうございます。
しかしながら、利用回数や利用時間制限により、不十分に感じる部分もございます。
やはり、医療ケア・重度心身障がい児・者を受け入れる施設は依然として不足しており、重度心身障がい児・者の短期入所施設の増設が求められます。遠方の施設を利用する場合、移動が大きな負担となり、利用目的を果たせないことがあります。そのため、緊急一時保護事業の要件見直しや体制強化が必要であり、保護者が円滑に利用できるサポート体制の構築が求められます。また、障がい者支援センター間の情報格差も解消が必要です。

【課題】

①医療ケア・重度心身障がい児・者を受け入れる施設の不足：多くの施設が受け入れ停止中で、地域による事業所数の差があり、遠方の施設利用は移動の負担が大きい。
②緊急一時保護事業の体制不十分：要件見直しや体制強化が必要で、保護者が円滑に利用できるサポート体制が不足している。
③情報格差の存在：障がい者支援センター間の情報格差があり、支援の質に差が生じている。

【要望】

- 医療ケア・重度心身障がい児・者のための短期入所施設の拡充：医療ケア・重度心身障がい児・者が地域差なく利用できる施設を増設してください。
- 緊急一時保護事業の体制強化：対象者要件の見直しと体制強化により、緊急時に円滑にサポートできるシステムを構築してください。
- 安心して利用できる短期入所施設と支援体制の構築：保護者が安心して利用できるよう、施設と支援体制の質を向上させてください。
- 情報格差の解消：毎月開催される障がい者支援センター連絡会にて、センター間の情報共有を促進し、情報格差を解消するための支援を続けてください。

これらの対策を講じることで、医療ケア・重度心身障がい児・者、その家族が安心して生活を送れる環境整備をお願い致します。

8 卒業後の余暇活動支援

【現状】

障がい者の余暇活動の場として、放課後等デイサービスに相当するような、成人が利用できる福祉事業所新設の検討、福祉事業所での余暇活動(一時預かり)支援の充実をお願いいたします。現在、事業所毎の工夫で余暇活動の場を提供している事業所もありますが、一定の条件があり、気兼ねなく利用はできません。

また、余暇活動の一貫で外出する際、移動支援や行動援護は、強度行動障がいや重度の障がい者にとって、なくてはならないサービスですが、人員不足などにより利用が困難です。

【課題】

①余暇活動の場の不足：放課後等デイサービス相当の余暇活動の場が必要。

②移動支援サービスの利用困難：強度行動障がいや重度の障がい者にとって不可欠な移動支援、日中一時支援サービスが不足している。

【要望】

- 新たな余暇活動の場の設置：平日の退所後も利用できる余暇活動の場を設置し、障がい者やその家族の支援を強化してください。
- 日中一時支援事業の導入：町田市内でも日中一時支援事業を積極的に導入し、近隣市と同様の支援を充実させてください。
- 移動支援サービスの改善：強度行動障がいや重度の障がい者、車いす利用者が利用しやすい移動支援サービスを改善し、外出が困難な方への支援を強化してください。
- 地域の声の反映：障がい者やその家族、福祉事業所の声を聞き、実際のニーズに基づいた支援体制を整備してください。

これらの対策を講じることで、充実した余暇活動を享受できる環境が整い、障がい者やその家族が安心して生活を送ることができるようになります。

9 相談支援事業所の拡充・確保

【現状】

町田市内では相談支援事業所の設置数が増加し、その必要性も広く認識されています。しかし、 学齢期の児童・生徒を対象とした事業所は非常に少なく、成人の障がい者についても新規受付が難しい状況です。セルフプランでは適切な福祉サービスを利用するのに限界があり、支援を受 けられない状況が発生しています。さらに、家庭や子どもの事情により上限日数を規定以上の日数に増やす（例外的支給）場合の手続きは、相談支援員からの申請がないと受理されない現状があります。

【課題】

①学齢期児童・生徒対象の事業所不足：学齢期の児童・生徒を対象とした相談支援事業所が非常に少なく、必要な支援が受けられていない。
②成人障がい者の新規受付困難：成人の障がい者も新規受付が難しい状況であり、支援が不足している。
③セルフプランの限界：セルフプランでは適切な福祉サービスを利用するのに限界があり、支援を受けられないケースがある。
④例外的支給の手続きの煩雑さ：例外的支給の手続きが相談支援員からの申請でしか受理されないため、必要な支援が受けられず申請のハードルも高くなっている。

【要望】

- 相談支援事業所の確保と拡充：誰もが必要な時に希望する支援を受けられるよう、相談支援事業所の数を増やし、質の高い支援を提供できる体制を確保をお願いします。
- 地域支援センターへ配属：地域ごとに必要な数の相談支援員を地域支援センターへ配属、支援員の確保をお願いします。
- 平等なサービス提供システムの構築：セルフプランでも平等にサービスを受けられるシステムを構築し、サービス提供の基準やプロセスを明示してください。

これらの施策を通じて、相談支援事業の拡充をお願い致します。

10 市内福祉施設へ防犯カメラ設置義務化と設置補助金の検討

【現状】

近年、障がい者への虐待行為は増加傾向にあり、通報件数も右肩上がりとなっています。
令和5年9月に厚生労働省から発表されたデータによれば、「虐待が認められた事業所数は前年度比 9.7%増、障がい者数は前年度比30.7%増」となっています。特に、障がい児の通う放課後等デ イサービスでも虐待の疑いが増加しており、防犯カメラの設置が喫緊の課題となっています。

【課題】

①虐待行為の増加：障がい者への虐待行為が増加しており、特に放課後等デイサービスにおいてもその傾向が見られます。
②防犯カメラの未設置：多くの福祉事業所で防犯カメラが設置されておらず、虐待行為の抑止力として機能していません。
③設置費用の負担：福祉事業所が防犯カメラを設置する際の費用負担が課題となっています。

【要望】

- 防犯カメラ設置の義務付け：市内の福祉事業所への防犯カメラ(見守りカメラ)設置を義務付けてください。防犯カメラが設置されていることにより、虐待の大きな抑止力となり、 有事の際には利用者と事業所のスタッフの双方を守ることが可能になります。
- 設置補助金の交付：既存の福祉事業所や新規事業所にも防犯カメラ設置に対する補助金を交付してください。これにより、設置費用の負担を軽減し、迅速な設置の促進が期待できます。

虐待という人間の尊厳を踏みにじる行為は絶対にあってはなりません。市内福祉事業所における防犯カメラ設置義務化と補助金の交付を通じて、障がい児・者とその家族が安心して利用できる環境を整えていただくことを切に願います。

この要望書に書かれいる対策を講じていただくことで、障がい児・者やその家族が地域で安心して生活し、充実した暮らしを享受できる環境を整えることができます。
市長をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願い致します。